

改正

平成19年 3 月30日告示第81号
平成19年 3 月30日告示第96号
平成20年 3 月31日告示第38号
平成21年 6 月 5 日告示第120号
平成22年 3 月31日告示第60号
平成23年 3 月31日告示第52号
平成24年 4 月 1 日告示第71号
平成25年10月11日告示第206号
平成26年 4 月 1 日告示第77号
平成29年 4 月 1 日告示第31号
令和 7 年10月23日告示第257号

伊賀市公正入札調査委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 本市における工事又は製造その他の請負、物件の売買その他の契約に係る競争入札（以下「入札」という。）の適正な執行を期し、入札談合に関する情報（以下「情報」という。）に対して的確な対応を行うため、伊賀市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の信ぴょう性の審議に関すること。
- (2) 事情聴取の実施、入札の延期、公正取引委員会等への通報その他情報の提供があった場合の対応についての審議に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員長には副市長、副委員長には総務部長をもって充てる。

3 委員は、未来政策部長、地域力創造部長、財務部長、地域連携部長、人権生活環境部長、健康

福祉部長、産業農林部長、建設部長、上下水道部長、教育委員会事務局長その他委員長が必要と認められた者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 前項の場合において、副委員長に事故あるとき又は欠けたときは、市長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員等の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員等の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 緊急やむを得ない事情により会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

(説明等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、情報に係る担当部課長又は関係職員に説明を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の会議が開かれたときは、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

(報道機関への対応)

第8条 談合情報への対応について報道機関等から説明を求められた場合には、委員長又は委員長が指定する職員が対応するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員長、副委員長、委員及び事務担当者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、総務部契約監理課に置く。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って

定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第81号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第96号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第38号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月5日告示第120号）

この告示は、平成21年6月5日から施行し、改正後の伊賀市建設工事等検査要綱等の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日告示第60号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第52号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第71号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月11日告示第206号）

この告示は、平成25年10月11日から施行し、改正後の伊賀市公正入札調査委員会設置要綱の規定は、平成25年7月1日から適用する。

附 則（平成26年4月1日告示第77号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第31号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月23日告示第257号）

この告示は、令和7年10月23日から施行する。